

飯山線サイクルトレイン利用規約

利用規約

東日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が運営する「飯山線サイクルトレイン」（以下、「本サービス」といいます。）について、本サービスを利用するお客さま（以下、「利用者」といいます。）が、本サービスを利用するにあたり、以下の通り利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

第1条（規約の適用）

- 1 本規約は、本サービスを利用する全ての利用者に適用されます。
- 2 利用者が、本規約に同意しない場合には、本サービスを利用できません。

第2条（本サービスの概要）

1 本サービスは、あらかじめ本規約に同意した利用者が、当社が定める駅・区間・日時において、東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（以下、「旅客営業規則」といいます。）第307条及び第308条の定めにかかわらず、列車内に持ち込む自転車を解体せず専用の袋に収納することなく、または折りたたんで専用の袋に収納することなく列車内に持ち込むことができるものです。

第3条（本サービスの利用料金）

1 本サービスの利用料金は無料です。なお、列車に乗車するための運賃が別途必要です。

第4条（利用登録）

1 利用者は「信越自然郷アクティビティセンター」において事前受付を行い、利用登録を完了するものとします。

2 利用者は「信越自然郷アクティビティセンター」受付時に渡す「ゼッケン」を自転車に取り付けるものとします。

第5条（利用方法）

1 利用者は、本サービスを利用している間、駅係員又は乗務員（以下、「係員」といいます。）の求めがあるときは、いつでも「ゼッケン」を係員に提示しなければなりません。

2 利用者は、利用日当日の混雑状況や輸送障害等により、後続列車への利用変更が生じる場合、または本サービスの利用ができない場合があることを予め同意するものとします。

3 利用者は、利用日当日における利用列車の混雑状況によっては、自転車を列車内へ持ち込む場合、係員の指示により、旅客営業規則が定める取扱いどおり、列車内に持ち込む自転車を解体して専用の袋に収納し、または折りたたみ自転車については、折りたたんで専用の袋に収納するものとします。

第6条（利用条件）

1 本サービスが利用できる駅・区間・日時は別紙1に定めるものとします。

2 利用者が、前項に定める本サービス利用範囲を超えて利用する場合、もしくは本サービスの提供ができない駅・区間・日時を利用する場合、列車内に持ち込む自転車の取扱いは、旅客営業規則第307条及び第308条の定めによるものとします（列車内に自転車を持ち込む場合は、手回り品として取扱います。列車内に持ち込む自転車は、解体して専用の袋に収納したもの、または折りたたみ式自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納する必要が

あります)。

3 本サービス区間外への乗車時に専用の収納袋を持っていない場合は、本サービスが利用できる区間内の飯山駅で降車いただくこととなります。

4 利用者は、本サービスの利用にあたり自転車損害賠償責任保険に加入することを推奨します。

第7条 (遵守事項)

1 利用者は、以下の事項を遵守して利用するものとします。

(1) 駅構内 (ホーム上を含みます。) や列車内では、自転車に乗ることはできません。また他のお客さまの迷惑となる行為を行わないでください。

(2) 輸送障害時において、当社が代行輸送としてバス、タクシー等を手配した場合、代行輸送のバス、タクシー等の車内では本サービスを利用することはできません。

(3) 列車内における次の場所には、自転車を置くことはできません。

- ①乗務員室前に設置された運賃箱付近
- ②乗降ドア、列車内トイレ付近
- ③優先席、車いすスペース
- ④連結された車両間の移動に利用する通路内
- ⑤他のお客さまのご迷惑となる場所
- ⑥その他、係員が自転車を置くことを禁ずる場所

(4) 列車が急停止する場合に備え、列車内にて自転車の転倒防止に努めてください。

(5) 駅構内及び列車内で自転車の解体、組み立て等の作業は行わないでください。

(6) 自転車の運搬は利用者が行ってください。

(7) 乗車前に可能な範囲で自転車の汚れを除去してください。

(8) 列車の状況に配慮し、必要に応じて自転車を移動することや転倒等の防止対策を利用者自身が講じてください。

(9) 列車に運休等が発生し代行輸送等を利用する場合、レンタサイクルは車内に残置してください。また、利用者所有の自転車の場合、自転車は解体して専用の袋に収納し持ち帰ってください (持ち帰るために必要な専用の袋を携帯してください)。もしくは車内に残置し、後日回収しに来てください。なお、回収にあたり要する交通費等は本人の負担となります。

(10) 本サービスを利用するにあたっては、係員の指示に従ってください。

第8条 (利用停止)

1 当社は、利用者が本規約に違反する行為をした場合、係員の再三の注意に従わない場合および他のお客さまのご迷惑となる行為をした場合並びに係員が利用者の利用方法が著しく不適切であると認めた場合には、直ちに利用停止の措置および列車から降車させる措置を取ることができるものとします。

第9条 (免責事項)

1 本サービスの利用において発生した事故、自転車の損傷もしくはお客さま同士のトラブルまたはお客さまの意思で本サービスの利用を中止したこと等により、利用者が被った損害及び不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 10 条（本サービスの停止・変更等）

- 1 当社は、理由の如何を問わず、利用者に事前の通知なしに本サービスの全部または一部を停止、変更することができるものとします。
- 2 本サービスの停止・変更によって、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（規約の改訂）

- 1 当社は、必要に応じ、本規約を改訂できるものとします。

第 12 条（データ収集について）

- 1 当社は、本サービスの利便性の向上、各種情報・広告・クーポン等の配信、利用者の利用状況の統計分析を目的として、利用者が本サービスに関する広告媒体等を閲覧したデータを収集することがあります。

第 13 条（属性情報等について）

- 1 当社は、利用者が第 4 条 1 項において登録した内容について、信越自然郷アクティビティセンターと情報を共有します。
- 2 当社は、前項において入手した属性情報を本サービスの利便性向上、各種情報・広告・クーポン等の配信、利用者の利用状況の統計分析のために使用し、これら以外の目的には利用者の同意なく利用しません。なお、調査・分析の結果については公表する場合があります。

【附則】

本規約は 2023 年 9 月 1 日から施行します。

別紙 1

■利用期間

2023年9月1日～2023年11月5日

■利用区間

森宮野原駅→飯山駅

■利用可能駅

・乗車できる駅

森宮野原駅、横倉駅、平滝駅、信濃白鳥駅、西大滝駅、桑名川駅、上桑名川駅、上境駅、戸狩野沢温泉駅、信濃平駅、北飯山駅

・降車できる駅

戸狩野沢温泉駅、飯山駅

■対象列車

駅名		136D	186D	138D	140D
森宮野原	発	12:25	14:27		
横倉	発	12:31	14:33		
平滝	発	12:35	14:37		
信濃白鳥	発	12:39	14:42		
西大滝	発	12:44	14:47		
桑名川	発	12:48	14:51		
上桑名川	発	12:52	14:55		
上境	発	12:59	15:02		
戸狩野沢温泉	着	13:04	15:08		
	発	13:36		15:40	16:32
信濃平	発	13:40		15:45	16:36
北飯山	発	13:45		15:50	16:41
飯山	着	13:47		15:53	16:43

■主な注意事項

- ・飯山線サイクルトレインご利用の際は事前に「信越自然郷アクティビティセンター」において受付を行い、ご利用ください。
- ・駅構内、ホームでは自転車に乗ることはできません。また、駅構内、ホーム、列車内では自転車の転倒防止に努めてください。
- ・列車が混雑している場合は、ご乗車をお断りすることがございます。
- ・本サービスの利用において発生した事故、自転車の損傷、お客さま同士のトラブル、お客さまの意思で本サービスの利用を中止した場合等により被った損害及び不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ・車内では他のお客さまのご迷惑とならないようにご配慮ください。
- ・飯山線サイクルトレインは予告なく中止する場合がございます。